

＜環境確保条例に定める自動車公害対策の概要＞

都は、従来の国の対策では一向に効果のない深刻な大気汚染の改善を図るため、平成 12 年 12 月「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）」を制定し、国に先駆けて条例基準に合わないディーゼル車の走行規制を行うなど、都独自の自動車公害対策を実施しています〔施行日：平成 13 年 4 月 1 日（ディーゼル車の運行禁止は平成 15 年 10 月 1 日）〕。

自動車環境管理 計画書の提出 (第 28 条)

自動車を 30 台以上使用する事業者は、自動車の使用合理化や低公害車の導入等を記載した自動車環境管理計画書を知事に提出し、また、その実績を報告しなければなりません。

低公害車の 導入義務 (第 35 条)

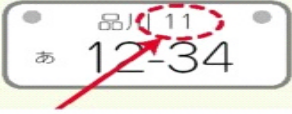
自動車を 200 台以上使用する大規模な事業者は、事業の用に供する自動車の台数に対して知事が定める低公害車を平成 17 年度までに 5 % 以上導入しなければなりません。

ディーゼル車の 運行禁止 (第 37 条)

粒子状物質排出基準に適合しないトラックやバス等のディーゼル車(乗用車除く)は都内での運行が禁止されます。なお、新車登録から 7 年間は規制の対象にはなりません。7 年を過ぎた場合でも、都が指定する粒子状物質減少装置を装着すれば基準適合車とみなします。

＜規制対象車種＞

○乗用車は、規制の対象外
《ナンバープレートの分類番号「3、5、7」》
車検証の用途欄に「乗用」と記載される乗
用車は、規制の対象になりません。



規制対象車	例 示	ナンバープレートの分類番号	備 考
貨物自動車	トラック、バン	1、4、6	自家用、事業用の種別を問わない。
乗合自動車 (乗車定員 11 名以上)	バス、マイクロバス	2、(一部 5、7)	
特殊用途自動車	冷蔵冷凍車、コンクリートミキサー車	8	自動車タイプをベースにしたものは規制の対象外。

自動車購入時における環境情報の説明 (第 47 条)

新車の販売事業者は、条例の規制内容、自動車排出ガスの量、騒音の大きさ等を記載した書面を備え置き、その内容を自動車購入者に説明しなければなりません。

アイドリング・ストップ (第 52～54 条)

自動車の運転者や使用者は、自動車を駐・停車する場合に、エンジンの停止（アイドリング・ストップ）をしなければなりません。また、駐車場管理者等は、その施設利用者に対し、駐・停車中のエンジンの停止を周知しなければなりません。

重油混和燃料の使用、販売の禁止 (第 57、59 条)

粒子状物質等の発生を増大させる重油や重油混和燃料等を自動車や建設作業機械等の燃料として使用することは禁止されます。建設作業機械等の燃料として販売することも禁止されます。

自動車 G メンの設置 (第 61、152 条)

東京都自動車公害監察員（通称：自動車 G メン）は「自動車環境管理計画書」の実施状況の確認、改善指導、アイドリング・ストップの実践指導、重油混和燃料の取締り等を行っています。ディーゼル車規制の実施に伴い、本年 10 月以降は事業所への立入指導や路上検査等、規制不適合車への取締りを行います。